



発行 東京都

目次

58

訓令

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………(総務局人事部職員支援課)……………一

訓令(教)

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………二

規程(交)

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程(水)

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程(下水)

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四

訓令(議)

○職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正……………四

訓令

●東京都訓令第七十九号

支 庁 中 一 庁 般

職員の仕事時間、休日、休暇等に関する規程(平成27年東京都訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一
事業所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

附則第三条を次のように改める。

(正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に関する特例措置)

第三条 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日までの間、第二条第一項の規定の適用については、同項中「別表第一」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表を次のように改める。

附則別表(附則第三条関係)

一 本庁舎(第一本庁舎及び第二本庁舎をいう。以下この表において同じ。)に勤務する職員

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、総務局長が別に定める職員については、命令権者はそれぞれの職場について、午前休憩型(午前十一時から正午まで又は正午から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下この表において同じ。)又は午後休憩型(正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下この表において同じ。)のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前八時から午後四時四十五分まで	
午前八時三十分から午後五時十五分まで	
午前九時から午後五時四十五分まで	
午前九時三十分から午後六時十五分まで	
二 本庁舎以外に勤務する職員	正午から午後一時まで
正規の勤務時間の割振り	休憩時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、総務局長が別に定める職員については、命令権者はそれぞれの職場について、午前休憩型又は午後休憩型のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前九時から午後五時四十五分まで	
午前九時三十分から午後六時十五分まで	正午から午後一時まで

附則

この訓令は、平成二十七年七月一日から施行する。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第三十号

教 育 庁
 教 育 事 務 所
 教 育 庁 出 張 所
 事 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都教育委員会訓令第九号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

東京都教育委員会

附則第三条を次のように改める。

(正規の勤務時間の割振り及び休憩時間に関する特例措置)

第三条 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日までの間、第二条第一項の規定の適用については、同項中「別表第一」とあるのは、「附則別表」とする。

2 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日までの間、別表第三総務部教育情報課の項正規の勤務時間の欄中

- (一) 午前八時十五分から午後五時まで
 - (二) 午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - (三) 午前九時から午後五時四十五分まで
 - (四) 午前九時三十分から午後六時十五分まで
- とあるのは、

- (一) 午前七時三十分から午後四時十五分まで
 - (二) 午前八時から午後四時四十五分まで
 - (三) 午前八時十五分から午後五時まで
 - (四) 午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - (五) 午前九時から午後五時四十五分まで
 - (六) 午前九時三十分から午後六時十五分まで
- とする。
- 附則別表を次のように改める。

附則別表(附則第三条関係)

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、教育長が別に定める職員については、命令権者はそれぞれの職場について、午前休憩型(午前十一時から正午まで又は正午から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。) 又は午後休憩型(正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。) のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前八時から午後四時四十五分まで	
午前八時三十分から午後五時十五分まで	
午前九時から午後五時四十五分まで	
午前九時三十分から午後六時十五分まで	
正午から午後一時まで	

附則

この訓令は、平成二十七年七月一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第七十一号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、普通勤務イの職員のうち、次に掲げる職員がその子を養育するために申請した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間、休憩時間及び週休日の割振りは、別表第二の二に定めるところによる。

イ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

ロ 小学校に就学している子を養育する職員であつて、職員部長が別に定めるもの

3 前項の規定は、第二十七条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が二週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員がその子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第六条中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」に、「同条第一項」を「これら」に改める。

第九条の四第一項中「第五条第一項」を「第五条第一項、第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」に改める。

第十三条第二項第一号中「第五条第一項」を「第五条第一項又は第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」に改める。

第三十一条第一項中「第五条第一項」を「第五条第一項又は第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」に改める。

附則第三条中「平成二十三年七月一日から同年九月三十日まで」を「平成二十七年七月一日から同年八月三十一日まで」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第三条関係）

正規の勤務時間		休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	午前八時から午後四時四十五分まで	正午から午後一時まで
午前八時三十分から午後五時十五分まで		

別表第二の次に次の一表を加える。
別表第二の二（第五条関係）

勤務	正規の勤務時間	休憩時間	休日
本庁に勤務する普通勤務イの職員	午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで	日曜日及び土曜日（育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ育児短時間勤務職員等の勤務時間に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において一日以上、再任用短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間のうちの一）
事業所に勤務する普通勤務イの職員	午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで	日曜日及び土曜日（育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ育児短時間勤務職員等の勤務時間に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において一日以上、再任用短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間のうちの一）

附則
この規程は、平成二十七年七月一日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第四十五号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「前三項の規定にかかわらず、東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に、同条第五項中「非常勤職員」を「前各項の規定にかかわらず、非常勤職員」に改める。

附則第三条を次のように改める。

（正規の勤務時間等に関する特例措置）

第三条 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日までの間、第四条第一項の規定の適用については、同項中「別表第一」とあるのは、「附則別表」とする。

附則

この規程は、平成二十七年七月一日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第三十五号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

東京都下水道局長 松田 芳和

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下

水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（正規の勤務時間等に関する特例措置）

第三条 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日までの間、第四条第一項の規定の適用については、同項中「別表第一」とあるのは、「附則別表」とする。

附則

この規程は、平成二十七年七月一日から施行する。

訓令（議）

●東京都議会議長訓令第十五号

東京都議会議長 高島 なおき

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（昭和三十九年東京都議会議長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

東京都議会議長 高島 なおき

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日までの間、第四条第一項の規定の適用については、同項中「別表第一」とあるのは、「付則別表」とする。

付則別表を次のように改める。

付則別表（付則第二項関係）

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで
午前八時から午後四時四十五分まで	
午前八時三十分から午後五時十五分まで	
午前九時から午後五時	

四十五分まで
午前九時三十分から午 後六時十五分まで

附 則

この訓令は、平成二十七年七月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002